

発生源施設等一覧

区分	届出内容	変更前			設置・使用・変更・廃止			変更後		
		発生源施設等の種類			発生源施設等の種類			発生源施設等の種類		
		項番号	名称	台数	項番号	名称	台数	項番号	名称	台数
福島県生活環境の保全等に関する条例	1 ばい煙指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	2 一般粉じん指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	3 特定粉じん指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	4 排水指定指定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
大気汚染防止法	1 ばい煙発生施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	2 一般粉じん発生施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	3 特定粉じん発生施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	4 揮発性有機化合物 排出施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
水質汚濁防止法	1 特定施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									
	2 有害物質使用特定 施設 (1) 設置 (2) 使用 (3) 変更									

- 備考 1 届出内容の欄は、該当する番号に○印を付すこと。
- 2 設置・使用・変更・廃止の欄は、該当する届出を○で囲み、届出に係る発生源施設等の種類について、関係法令に規定する項番号及び名称を記載すること。なお、届出によって発生源施設等の数が変更になる場合は、変更前と変更後の欄にも記載すること。
- 3 福島県生活環境の保全等に関する条例の項の発生源施設等の種類の欄には、法に規定する特定施設等以外の発生源施設、振動発生源施設、悪臭発生源施設等について記載すること。
- 4 当該様式は任意様式である。